

平成24年度事業所母集団データベース研究会報告書
(案)

平成25年3月

総務省統計局 統計調査部 経済基本構造統計課

目次

はじめに	3
第1 過去の検討状況	4
第2 今年度の検討経緯	5
第3 政府におけるビジネスレジスターの整備状況（検討内容詳細）	
1 新データベースシステムの構築	
(1) 新データベースシステム運用試験の実施	6
(2) 新データベースシステムの運用開始	6
2 統計調査結果の記録及び活用方策の検討	
(1) 全統計調査結果名簿（190統計調査）	8
(2) 当面記録する統計調査結果	9
(3) 各統計調査結果における共通事業所コードの保持状況	12
3 行政記録情報の記録及び活用方策の検討	
(1) 労働保険情報及び商業・法人登記簿情報等の記録に関する基本的な考え方	14
(2) EDINET情報の活用に関する基本的な考え方	16
4 年次フレームの整備・提供に向けた検討	
(1) 年次フレームとは	18
(2) 作成基準日・提供日	18
(3) 作成に使用するデータ	19
(4) 提供内容	19
5 ビジネスレジスター統計の試行	
(1) ビジネスレジスター統計とは	21
(2) ビジネスパターン	21
(3) ビジネスデモグラフィ	22
第4 諸外国におけるビジネスレジスターの運用事例	
1 カナダ	23
2 イギリス	23
第5 今後の事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）の整備に向けて	
1 より正確な母集団情報の整備	24
2 ビジネスレジスター統計（事業所母集団データベースを用いた統計）の作成	25
3 その他	25

参考資料

- 参考 1 平成23年度統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について
- 参考 2 事業所母集団データベースの整備方針（平成23年3月25日総務大臣決定）
- 参考 3 - 1 事業所母集団データベース運用管理規程（平成24年12月21日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）
- 参考 3 - 2 事業所母集団データベースシステム操作マニュアル（府省用）
- 参考 4 労働保険情報に基づく照会業務照会票（新設事業所照会票）
- 参考 5 商業・法人登記簿情報に基づく照会業務照会票（新設事業所照会票）
- 参考 6 事業の実施状況確認用往復はがき（廃業事業所照会票）
- 参考 7 BUSINESS DEMOGRAPHY - 2011（イギリス統計局のビジネスデモグラフィー）
- 参考 8 カナダにおけるビジネスレジスターに関する資料
- 参考 9 イギリスにおけるビジネスレジスターに関する資料

はじめに

公的統計の体系的、効率的な整備とその有用性の確保を図ることを目的として、統計法が60年ぶりに改正され、平成21年4月に全面施行された。新統計法では、正確かつ効率的な統計の作成及び被調査者の負担の平準化を図ることを目的として、調査票情報や法人その他の団体に対する照会その他の方法により、新たに事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）を整備することが規定された。

また、新統計法を受け、平成21年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、ビジネスレジスターの整備における各種統計調査結果や行政記録情報の活用等が具体的に盛り込まれたところである。

ビジネスレジスターは既にほとんどの主要国において、産業統計の基盤となるデータベースとして、各種統計調査結果、行政記録情報等を活用した整備サイクルが確立しており、効率的な統計調査の実施、結果精度の向上、新たな統計の作成等に大きく寄与している。我が国においても、新統計法や基本計画を踏まえた本格的なビジネスレジスターの整備が急務となっている。

このため、総務省では、平成21年度から事業所母集団データベース研究会を開催し、我が国の産業統計の基盤となるビジネスレジスターの整備に向け、諸外国の事例を含め、様々な観点からの検討・審議を重ねてきた。

これらを踏まえ、政府においては、我が国における事業所母集団データベースの構築へ向けて、その在り方を検討し、平成22年度には、「事業所母集団データベースの整備方針」を各府省と合意の上、大臣決定した。平成23年度には、この整備方針に基づき、ビジネスレジスターシステムの基本的な開発を進めるとともに、労働保険情報に基づく試験照会を実施するなど各種データの活用方法等を検討した。

今年度は、システムの運用試験を実施し、その結果を踏まえたシステムを構築し、平成25年1月からシステムの運用を開始したところである。

研究会においては、平成25年6月末から提供を開始する年次フレームの作成方法、作成に当たって活用する統計調査結果及び行政記録情報の記録手順等を検討した。さらには、昨年に引き続き、諸外国のビジネスレジスターの運用事例についても情報収集を行い、年次フレームを活用したビジネスレジスター統計についても検討した。

本報告書は、今年度の研究会における検討結果を中心にとりまとめたものである。

第1 過去の検討状況

○ 21年度の検討状況

諸外国のビジネスレジスターの整備・活用状況を把握し、検討することとした。そのため、クエスチョネアを作成し、欧米主要国への実地調査やOECD加盟国等に対する郵送調査を行い、諸外国のビジネスレジスターについての調査を行った。

その結果、既に世界の多くの国々では、経済センサス等の産業関連統計調査結果の他、税務情報、登記情報などの行政記録を主な情報源とした事業所・企業に関するデータベース（ビジネスレジスター）が構築され、産業関連統計調査の基盤として稼働している。また、欧米主要国では、事業所・企業の情報に加え、企業グループの情報も記録され、その記録情報を更新するため、経常的に事業所・企業の異動、新設・廃業などの確認作業（プロファイリング）が広く行われている。さらに、ビジネスレジスターを集計し、小地域まで利用可能な企業に関する年次統計や、ビジネスデモグラフィに代表される企業の動態統計が作成されるなど、参考とすべき事例が数多く見受けられた。

○ 22年度の検討状況

前年度における諸外国のビジネスレジスターの整備状況を踏まえ、我が国におけるビジネスレジスターの在り方について検討を実施した。

具体的には、プロトタイプシステムを構築し、ビジネスレジスターに求められる機能について、母集団提供機能に加え、補完データの提供機能や各種統計調査結果の時系列での記録、統計関係業務の支援機能等を盛り込むことについて検討を行った。また、ビジネスレジスターに記録する統計調査結果や行政記録情報について検討し、主要な統計調査結果、労働保険情報、商業・法人登記簿情報、EDINET情報等の活用の必要性について整理をした。これらを踏まえ、研究会として、今後のビジネスレジスターの整備方針をとりまとめたところである。

前述のように、政府においては、研究会における検討結果及び統計委員会からの意見等を踏まえ、23年3月に我が国のビジネスレジスターの整備方針を総務大臣が決定した。

○ 23年度の検討状況

前年度に決定した整備方針に基づき、平成25年1月の運用開始に向けビジネスレジスターシステムの基本的な開発を進めるとともに、運用管理規程（案）を作成し、各府省と合意した。

また、平成24年度から予定している労働保険情報に基づく照会業務の本格的な実施に先立ち、試験照会を実施するとともに、各種統計調査結果及び行政記録情報の活用に係る検討を実施した。

第2 今年度の検討経緯

1 第1回研究会（平成24年7月10日開催）

- (1) 今年度の研究会の進め方等について
- (2) 年次フレームの作成方法について
- (3) 統計調査結果及び行政記録情報の記録に向けた取組について
- (4) その他

2 第2回研究会（平成24年11月21日開催）

- (1) ビジネスレジスターの整備状況について
- (2) 年次フレームの作成方法について
- (3) その他

3 第3回研究会（平成25年2月4日開催）

- (1) ビジネスレジスターの整備に向けた取組について
- (2) その他

4 第4回研究会（平成25年3月27日開催）

- (1) ビジネスレジスターの整備に向けた取組について
- (2) 今年度の検討状況（報告書（案））について
- (3) 今後のビジネスレジスターの整備に向けて
- (4) その他

第3 政府におけるビジネスレジスターの整備状況（検討内容詳細）

1 新データベースシステムの構築

- 運用試験を踏まえ、運用管理規程を決定し、平成25年1月より新データベースシステムの運用を開始した。
- 統計調査結果や行政記録情報（労働保険情報、商業・法人登記簿情報等）は、照合した上で統合し、データベースシステムへ順次、記録を開始した。

(1) 新データベースシステム運用試験の実施

円滑な運用に向けて、新データベースシステムの運用試験を実施した。

(2) 新データベースシステムの運用開始

① 運用管理規程の決定

昨年度、作成した運用管理規程（案）に基づく運用試験を踏まえ、運用管理規程（共通事業所コードの保持、調査結果の登録、調査計画の登録、重複是正等）を正式に決定した。

運用管理規程及びシステムの操作マニュアルは、参考3-1、3-2を参照。

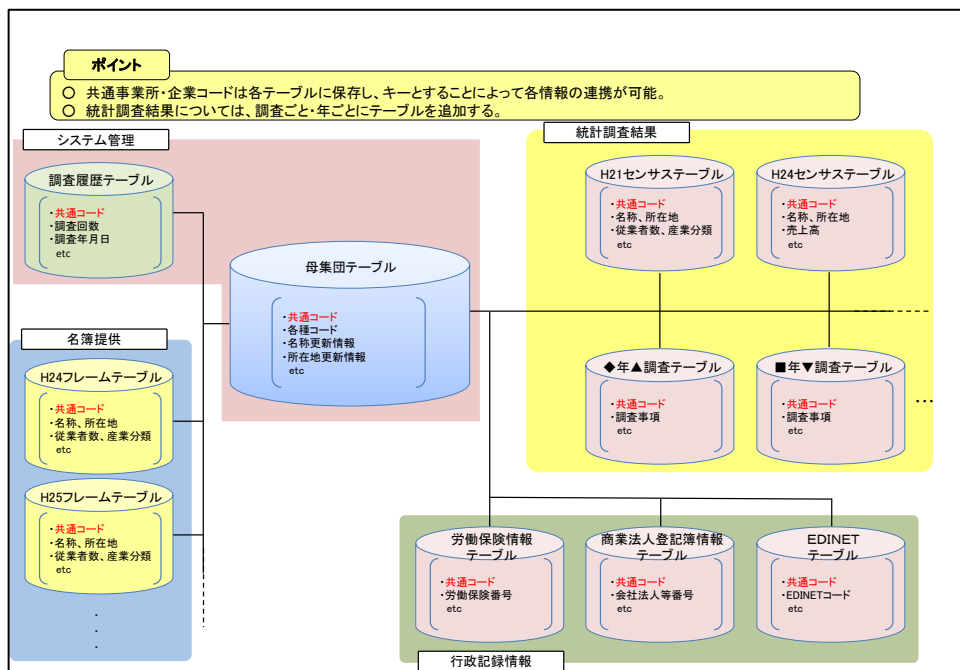
② 新データベースの運用開始

運用試験を踏まえ、所要の準備を行い、平成25年1月より運用管理規程に基づく新データベースシステムの運用を開始した。

○ 新データベースシステムの構成（図1）

平成25年1月より運用を開始した新データベースシステムでは、登録した統計調査結果等を各テーブル単位で保持することとしている。これらのデータに、「共通事業所コード」（事業所単位で共通のルールにより付番されるコード）を付番することにより、各テーブルの連携を可能としている。

図1 新データベースシステムについて



○ 新データベースシステムの機能（表1）

旧事業所・企業データベースにおいては、経済センサスの公表時期での更新が基本であったため、更新時期が5年に2回であり、提供するデータの劣化が指摘されていた。

そのため、新データベースシステムの開発に当たっては、適時・的確に事業所・企業に係る改廃を把握した精度の高い母集団情報の利用を可能にするための機能の拡充・追加が求められた。

また、各府省の事務の簡素化、運用の効率化も求められた。

これらを受けて、平成25年1月より運用を開始した新データベースシステムでは、従来から実装されていた機能の拡充を図るとともに、必要な機能を新たに追加した。

表1 新データベースシステム拡充・追加機能詳細

機能等	関連事務	現行システムの課題 新システムに求められる機能	対応	新システムの機能	効果
データ取込機能	各種データの登録	取り込む情報は一部に限定される ⇒ 各種データの取込み機能が必要	拡充	各種データを多様な提供ファイル形式から記録可能な機能及び記録情報の定義変更等に対応可能な機能を拡充（書誌的情報の記録）	（運用管理機関） ・各種データの活用が可能 ・運用の効率化
システム登録機能	重複是正に係るファイルの提出	各府省は重複是正に係るファイル提出について、オフラインによる指定されたファイル形式で提出しており、事務が繁雑 ⇒ 事務効率化のため、システムで受け付ける機能が必要	追加	各府省の重複是正に係るファイル提出について、オンラインにより、自由なファイル形式（xls、csv、固定長）で受付可能な機能を追加	（各府省） 事務負担の軽減
統計調査支援機能	統計調査実施における事務の進捗状況を確認	機能なし ⇒ 効率的な統計調査の実施を支援するため、システム内において、進捗状況の確認ができる機能が必要	追加	各府省がシステム内において、進捗状況を確認することができるよう機能を追加 ⇒ 各府省別、各種統計調査別の画面により効率的に進捗状況を把握することが可能	（各府省） 効率的な統計調査の実施 （運用管理機関） ・事務の進捗確認が可能 ・重複是正の確実な実施
母集団情報照合機能	母集団情報と各種データの照合	機能なし ⇒ 効率的な作業実施のため、各種データの特性に応じた照合項目や照合条件を柔軟に設定する機能が必要	追加	照合機能について、任意に照合項目や照合条件を指定できるよう機能を拡充	（運用管理機関） 運用の効率化 （各府省） 整備した母集団情報による統計調査の実施が可能
母集団情報との比較編集機能	母集団情報の作成・提供	経済センサスの母集団情報のみを記録・提供 ⇒ 母集団情報を時系列的に記録する機能及び必要により随時データの編集を可能とする機能が必要	拡充	経済センサスの母集団情報と各種データを活用し整備した年次フレームを作成・提供できる機能に拡充 また、時系列的な記録及びデータの編集機能を追加	（運用管理機関） 運用の効率化 （各府省） 整備した母集団情報による統計調査の実施が可能
補完データ提供機能	補完データの提供	機能なし ⇒ 統計調査結果の精度向上のため、各府省に対して欠損値の補完や統計調査結果審査の補助情報として、補完データを提供できるようにする機能が必要	追加	調査対象名簿に対し、母集団情報から補完データを提供できる機能を追加	（各府省） より正確な統計調査の実施
統計作成機能	記録情報を集計した統計の作成	機能なし ⇒ 記録情報を活用した集計機能が必要	追加	記録情報を活用した集計（3次元のクロス表）を可能とする機能を追加	（運用管理機関） 記録した各種情報を連結した集計が可能

2 統計調査結果の記録及び活用方策の検討

当面記録する統計調査結果、名簿の記録等に関する基本的な考え方を決定した。

- 統計調査結果名簿（事業所・企業を対象とする全ての統計調査）について、記録方法を決定した。
- 当面記録する統計調査結果（21統計調査）について、記録項目、記録方法、活用方法などを具体的に検討し、母集団と一致しなかった3統計調査結果（法人企業統計調査、学校基本調査、医療施設調査）の事業所・企業について、平成26年経済センサス-基礎調査名簿に追加し、調査において確認することとした。
- 総務省は、統計調査における共通事業所コードの保持状況を把握し、調整・サポートを検討した。

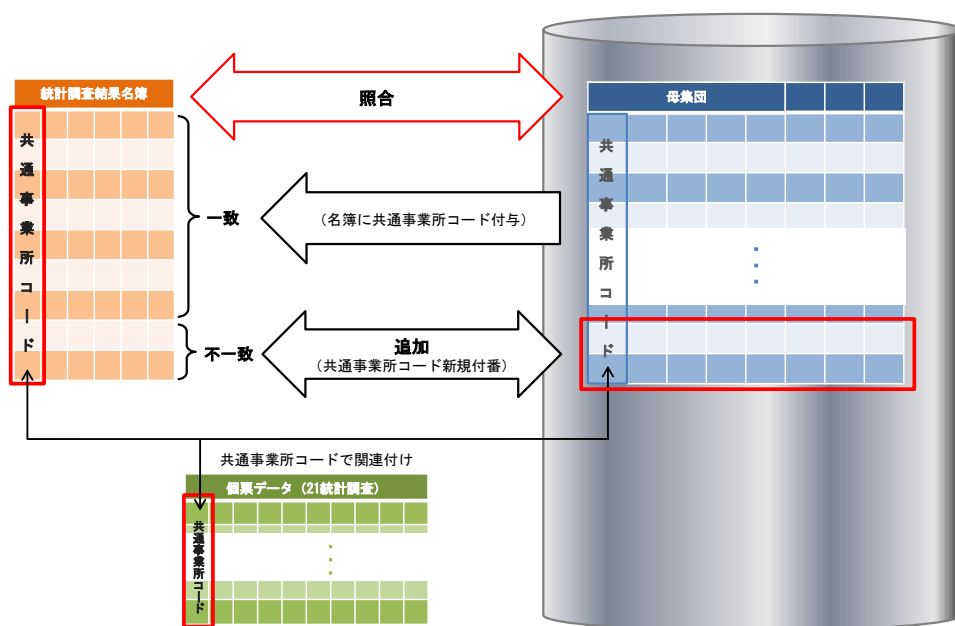
(1) 全統計調査結果名簿（190統計調査）（図2）

事業所・企業を対象とした調査については、統計調査を実施した後、提出する統計調査結果名簿を記録する。

記録した統計調査結果名簿については、母集団との照合を行い、その結果によって、以下の処理を行う。

- ・ 母集団情報と一致した事業所については、調査結果名簿に共通事業所コードを付与
- ・ 母集団情報と不一致であった事業所については、新規に共通事業所コードを付番して母集団へ追加

図2 統計調査結果の記録イメージ



(2) 当面記録する統計調査結果

① 当面記録する統計調査名（計21調査）

- ・ 経済センサス - 基礎調査
- ・ 経済センサス - 活動調査
- ・ サービス産業動向調査
- ・ 科学技術研究調査
- ・ 個人企業経済調査
- ・ 法人企業統計調査
- ・ 学校基本調査
- ・ 毎月勤労統計調査
- ・ 賃金構造基本統計調査
- ・ 医療施設調査
- ・ 農林業センサス（法人組織経営体）
- ・ 漁業センサス（法人組織経営体）
- ・ 商業統計調査
- ・ 工業統計調査
- ・ 経済産業省企業活動基本調査
- ・ 特定サービス産業実態調査
- ・ 特定サービス産業動態統計調査
- ・ エネルギー消費統計調査
- ・ 中小企業実態基本調査
- ・ 建設工事施工統計調査
- ・ 商業動態統計調査

② 記録する調査項目及び活用方法

○ 記録する調査項目（表2）

名称、所在地など名簿情報に加え、経済センサスと共通する調査項目を記録する。

○ 活用方法（表3）

(i) 年次フレーム

年次情報を個票データ（21統計調査）によって更新する。

また、個票データから記録する調査項目に係る年次フレームへの活用方法は、来年度実施することとした。

(ii) 母集団に追加した事業所

以下の3統計調査の不一致事業所については、平成26年経済センサス名簿に追加し、調査において確認することとした。

- ・ 法人企業統計調査（大規模企業の捕捉）
 - ・ 学校基本調査（学校教育法で定める学校を母集団とする悉皆調査）
 - ・ 医療施設調査（医療法で定める病院及び診療所を母集団とする悉皆調査）
- それ以外の調査の不一致事業所については、不一致の状況を確認し、事業所規模等を考慮しつつ、名簿情報への活用を引き続き検討することとした。

表2 記録する調査項目一覧

	経済センサスー基礎調査	経済センサスー活動調査	他統計調査																					
			サービス産業動向調査	科学技術研究調査	個人企業経済調査	法人企業統計調査	学校基本調査	毎月勤労統計調査	賃金構造基本調査	医療施設調査	農林業センサス	漁業センサス	商業統計調査	工業統計調査	経済産業省企業活動基本調査	特定サービス産業実態調査	特定サービス産業動態統計調査	エネルギー消費統計調査	中小企業実態基本調査	商業動態統計調査	建設工事施工統計調査			
<事業所に関する主な事項>																								
常用雇用者数(男女計)	○	○													○ ※1									
従業者数(男女計)	○	○	○ ※1	○				○ ※1		○ ※1			○ ※1	○				○ ※1				○		
事業従事者数(男女計)	○	○	○											○	○			○						
産業分類	○	○	○	○			○	○	○	○	○ ※2	○ ※2	○	○				○ ※2						
事業所の開設時期	○	○		○									○											
事業所の売上(収入)金額		○	○	○				○ ※3					○ ※4	○	○			○	○	○			○ ※5	
<企業に関する主な事項>																								
資本金	○	○	○	○			○							○	○	○	○				○		○	
法人全体の売上(収入)金額		○		○			○										○	○	○		○	○ ※5	○	
法人全体の総費用(合計)		○					○										○	○			○		○	
法人全体の常用雇用者数	○	○					○ ※1										○ ※6				○	○	○	○
企業産業分類	○	○	○				○ ※2											○	○		○			
支所等数	○	○																						
親会社の有無	○																				○			
子会社の有無	○																				○	○ ※7		
子会社数	○																				○	○ ※7		

※1 従業者(雇用者)の定義が一部異なる
 ※2 産業分類が大分類又は中分類まで
 ※3 国・公立大学及び国・公立短大のみ
 ※4 5億円以上のみ億円単位(5億円未満は階級値)
 ※5 商品販売額のみ
 ※6 海面漁業の会社票のみ
 ※7 海外の子会社のみ

表3 活用方法の検討状況

(平成24年12月31日現在)

所管省庁	各統計調査										活用方法		備考
	調査名	区分等	調査周期	調査日	全数調査	一部全数調査の内容 (資本金、従業員数、 産業分類等)	調査対象 が企業で あるもの	※ 任意名簿	年次フレームの データの更新	母集団への追加 (不一致事業所)			
										26年名簿	検討		
総務省	経済センサー基礎調査		5年	7月1日	○				◎	◎			
	経済センサー活動調査		5年	2月1日	○				◎	◎			
	サービス産業動向調査		月	月末				一部	○		○		
	科学技術研究調査		年	3月31日	一部	・企業・法人のうち、資本金10億円以上、従業員100人以上で前年研究の実績あり ・非営利団体・公的機関のうち研究が主目的のもの ・大学等のうち、全学部、付属研究所	一部	一部	○		○		
	個人企業経済調査	構造調査		年	12月31日					○		○	
動向調査			四半期	四半期末									
財務省	法人企業統計調査		年	決算期	一部	・金融業、保険業以外：資本金5億円以上 ・金融業、保険業：資本金1億円以上	○	○	○	○		・企業の追加については、EDINET情報の活用と併せて検討	
文科省	学校基本調査	その他の教育機関 ----- 高等教育機関	年	5月1日	一部	・811～815、817 ・816 高等教育機関	○	○	○	○			
厚労省	毎月勤労統計調査	全国調査	月	月末				一部	○		○		
		特別調査	年	7月31日									
	賃金構造基本統計調査		年	6月30日					○		○		
	医療施設調査（静態調査）	病院	3年	10月1日	一部			○		○	○		
		一般診療所											
医療施設調査（動態調査）	歯科診療所	月	臨時 (開設・変更等があった都度)						○	○			
	一般診療所												
農水省	農林業センサス		5年	2月1日	一部	・A 農業、林業			○	○	○		
	漁業センサス	海面漁業	5年	11月1日	一部	・031 海面漁業 ・041 海面養殖業			○	○	○		
		内水面漁業				・032 内水面漁業 ・042 内水面養殖業							
流通加工					・092 水産食料品製造業								
経産省	商業統計調査		(5年)	6月1日	一部	・I 卸売業、小売業			○		○		
	工業統計調査		年	12月31日	一部	・E 製造業		一部	○		○		
	経済産業省企業活動基本調査		年	3月31日	一部	・従業員50人以上かつ資本金又は出資金3,000万円以上の会社	○		○		○		
	特定サービス業態調査		年	11月1日	一部	・母集団数が小規模な7業種は全数	一部	一部	○		○		
	特定サービス産業動態統計調査		月	月末			一部	一部	○		○		
	エネルギー消費統計調査		年	3月31日	一部	・製造業：従業員50人以上 ・製造業以外：従業員100人以上			○		○		
	中小企業実態基本調査		年	8月1日			○		○		○		
商業動態統計調査		月	月末			一部	一部	○		○			
国交省	建設工事施工統計調査		年	3月31日	一部	・大田許可（個人・法人）及び 置留事業所等 ・知事許可のうち、資本金3,000万円以上の法人、「舗装」、「坂金」及び「さく井」の許可を有する者	○	○	○		○		

◎は基盤となる情報

※任意名簿：経済センサス調査結果名簿及び事業所母集団データベースの情報以外の独自名簿

(3) 各統計調査結果における共通事業所コードの保持状況

○ 各府省における保持状況確認の背景

「事業所母集団データベースの整備方針（平成23年3月25日総務大臣決定）」及び「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）」において、国の行政機関が実施する事業所・企業を対象とした統計調査の調査票情報については、データベースから付与された共通コード（共通事業所コード）を保持するものとされている。

平成23年度統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果では、各府省の統計データ等の管理における共通事業所コードの保持・利活用、調査客体の重複是正等を推進する必要があるとされ、総務省においては、共通事業所コードの保持を推進するため、その保持状況を把握し、必要な調整・サポートを実施することとされた。

○ 各府省における保持状況等確認結果（図3、4）

上記背景を受け、総務省では、各府省に対して、所管する統計調査における共通事業所コードの保持状況及び対応予定について確認（平成24年11月時点）を実施した。

図3 共通事業所コードの保持状況確認結果

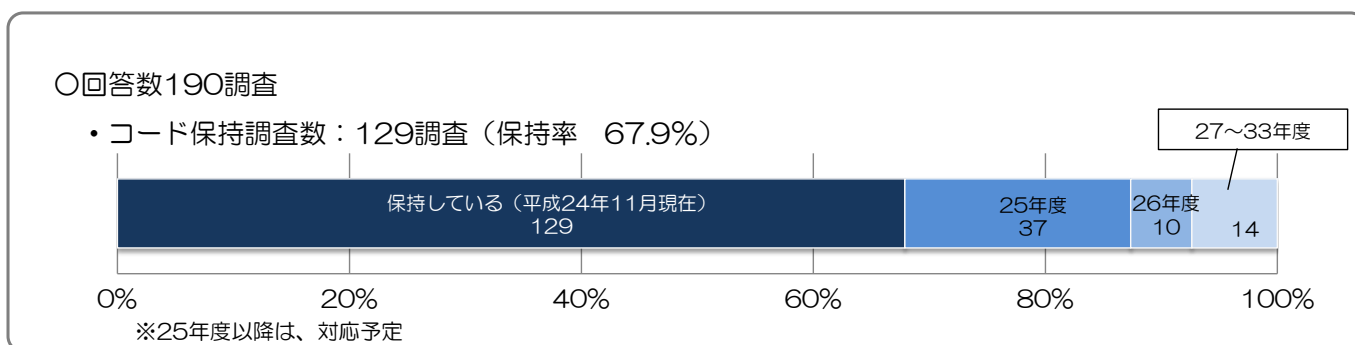


図4 対応予定の調査結果

○平成25年、平成26年に対応するとした調査

- ・個別調査の集計システム改修、エクセル等を使用した対応 など

○平成27～33年度に対応するとした調査の内訳

- ・周期調査（5年、10年）のため、次回調査から対応
- ・予算措置も含め、プログラム開発・改修等を予定

○21統計調査の保持状況及び対応予定

21統計調査				
計	保持している	25年度	26年度	～28年度
21	13	4	3	1

○ 総務省による調整・サポート

各府省が、次回調査の時期に合わせてシステム改修を計画している等の理由により、共通事業所コードがすぐに保持できない場合、保持できるまでの間、各統計調査結果（名簿含む）の提出に際し、併せて事業所のユニークコード（調査独自コード）を提出する。

総務省は、データベースシステムにおいて、前回提出されたユニークコード（調査独自コード）を用いて、共通事業所コードと紐づけて処理する。

3 行政記録情報の記録及び活用方策の検討

昨年度の試験照会等を踏まえ、労働保険情報、商業・法人登記簿情報に基づく記録スキームを構築するとともに、企業組織の的確な確認・把握等に向けた検討を実施した。

- 昨年度の試験照会等を踏まえた改善を行い、労働保険情報に基づく毎月照会を平成24年5月より本格的に開始した。また、これに伴い、商業・法人登記簿情報に基づく照会を年1回の周期とする見直しを実施した。
- EDINETは、上場企業等の売上高、費用を把握できることに加えて、大企業の合併・分割等の参考情報が得られるため、活用方法及び試行的なプロファイリングを検討した。

(1) 労働保険情報及び商業・法人登記簿情報等の記録に関する基本的な考え方（図5、表4）

当該情報、照会結果等に基づく記録スキームを構築した。

ア 行政記録情報、照会結果等の情報を情報源ごとの「マスター」に記録する。

イ 「年次フレーム」及び「平成26年経済センサス名簿」の作成に必要な情報を「母集団テーブル」に記録する。

ウ 毎年度決められた時点を基準に母集団テーブルから情報を抽出し、「年次フレーム」を作成する。

エ 作成時点による最新の情報を母集団テーブルから抽出し、「平成26年経済センサス名簿」を作成する。

図5 行政記録情報の記録スキームについて



表4 行政記録情報に基づく照会結果分類別の記録方法

① 労保新設

照会結果による分類	労働保険マスター	母集団テーブル	24年次フレーム	平成26年経済センサス名簿
活動中と回答のあった事業所	○	○	○	○
回答を拒否した事業所	○ 回答拒否フラグ付与	○ 回答拒否フラグ付与	○	○ (事業所の存在は確認できていると考え、対象とする)
未回答の事業所 (電話督促等により、事業所の存在は確認できているが、回答をえられなかったもの)	○ 未回答フラグ付与	○ 未回答フラグ付与	(労働保険には電話番号、産業分類、従業者数の項目を保持しているため、回答が得られない場合、その情報を活用し、産業分類、従業者数の項目を更新することが可能。)	
存否不明(内容不詳)の事業所 (照会票は届いているが、電話で当該事業の存否が確認されないもの)	○ 存否不明フラグ付与	○ 存否不明フラグ付与		
休業中と回答のあった事業所	○ 休業フラグ付与	○ 休業フラグ付与	×	
廃業と回答のあった事業所、電話が無効の事業所	○ 廃業フラグ付与	×	×	×
郵送した照会票が不達として返送された事業所	○ 不達フラグ付与	×		
照会対象外(農林漁家、国・地方公共団体等の事業所)	○ 対象外フラグ付与	×		

○:レコードの追加

② 登記新設

照会結果による分類	商業・法人登記簿マスター	母集団テーブル	24年次フレーム	平成26年経済センサス名簿
活動中と回答のあった事業所	○	○	○	○
回答を拒否した事業所	○ 回答拒否フラグ付与	○ 回答拒否フラグ付与	×	○ (事業所の存在は確認できていると考え、対象とする)
存否不明(内容不詳)の事業所 (照会票は届いているが、回答がないもの)	○ 存否不明フラグ付与	○ 存否不明フラグ付与	(登記には電話番号、産業分類、従業者数の項目を保持しておらず、必要な情報を更新できないため、対象としない)	
休業中と回答のあった事業所	○ 休業フラグ付与	○ 休業フラグ付与		×
活動予定なしと回答のあった事業所	○ 活動予定なしフラグ付与	○ 活動予定なしフラグ付与	×	×
廃業と回答のあった事業所	○ 廃業フラグ付与	×		
郵送した照会票が不達として返送された事業所	○ 不達フラグ付与	×		
照会対象外(従業者のいない詰所や倉庫、無人ATM等の事業所)	○ 対象外フラグ付与	×		

○:レコードの追加

③ 廃業

確認結果による分類	労働保険マスター 商業・法人登記簿マスター	母集団テーブル	24年次フレーム	平成26年経済センサス名簿	
電話による確認	活動中と回答のあった事業所	● 継続フラグ付与	更新しない	○	
	回答を拒否した事業所	● 回答拒否フラグ付与			
	休業中と回答のあった事業所	● 休業フラグ付与	● 休業フラグ付与	○	
	廃業、電話番号無効、他の事業所に繋がった等の事業所	● 廃業フラグ付与	● 廃業フラグ付与	● 廃業フラグ付与	×
はがきによる確認	活動中と回答のあった事業所	● 継続フラグ付与	更新しない	○	
	存否不明(内容不詳)の事業所 (はがきは届いているが、返信なし)	● 存否不明フラグ付与			
	休業中と回答のあった事業所	● 休業フラグ付与	● 休業フラグ付与	○	
	廃業と回答のあった事業所	● 廃業フラグ付与	● 廃業フラグ付与	● 廃業フラグ付与	×
	郵送したはがきが不達として返送された事業所	● 廃業フラグ付与	● 廃業フラグ付与	● 廃業フラグ付与	

●:更新情報付加

(2) EDINET情報の活用に関する基本的な考え方

① EDINETの概要

○ EDINETとは

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（所管省庁：金融庁）である。

○ 有価証券報告書提出企業及び提出時期

有価証券報告書を提出すべき企業は、① 上場企業、② 有価証券届出書等提出企業、③ 事業年度又は前4事業年度末のいずれかにおいて株券所有者1,000名以上の企業である。

また、有価証券報告書の提出時期は毎事業年度終了後3か月以内である。

○ 提出企業数

24年次フレームに活用するためのEDINET情報に収録する企業数は、平成23年7月1日から平成24年6月30日までに決算を行っている有価証券報告書提出企業4,047企業である。

○ 有価証券報告書記載情報

有価証券報告書に記載されている情報は、企業の名称・所在地・電話番号、沿革、従業員数、決算年月、売上高、総費用、資本金、事業の状況、株式等の状況などである。

○ 事業所母集団データベースに収録する情報

有価証券報告書に記載されている情報のうち、経済センサスと共通する項目（企業の名称・所在地・電話番号、従業員数、決算年月、売上高、総費用、資本金等）を事業所母集団データベースに収録する。

② EDINET情報の活用方法（図6）

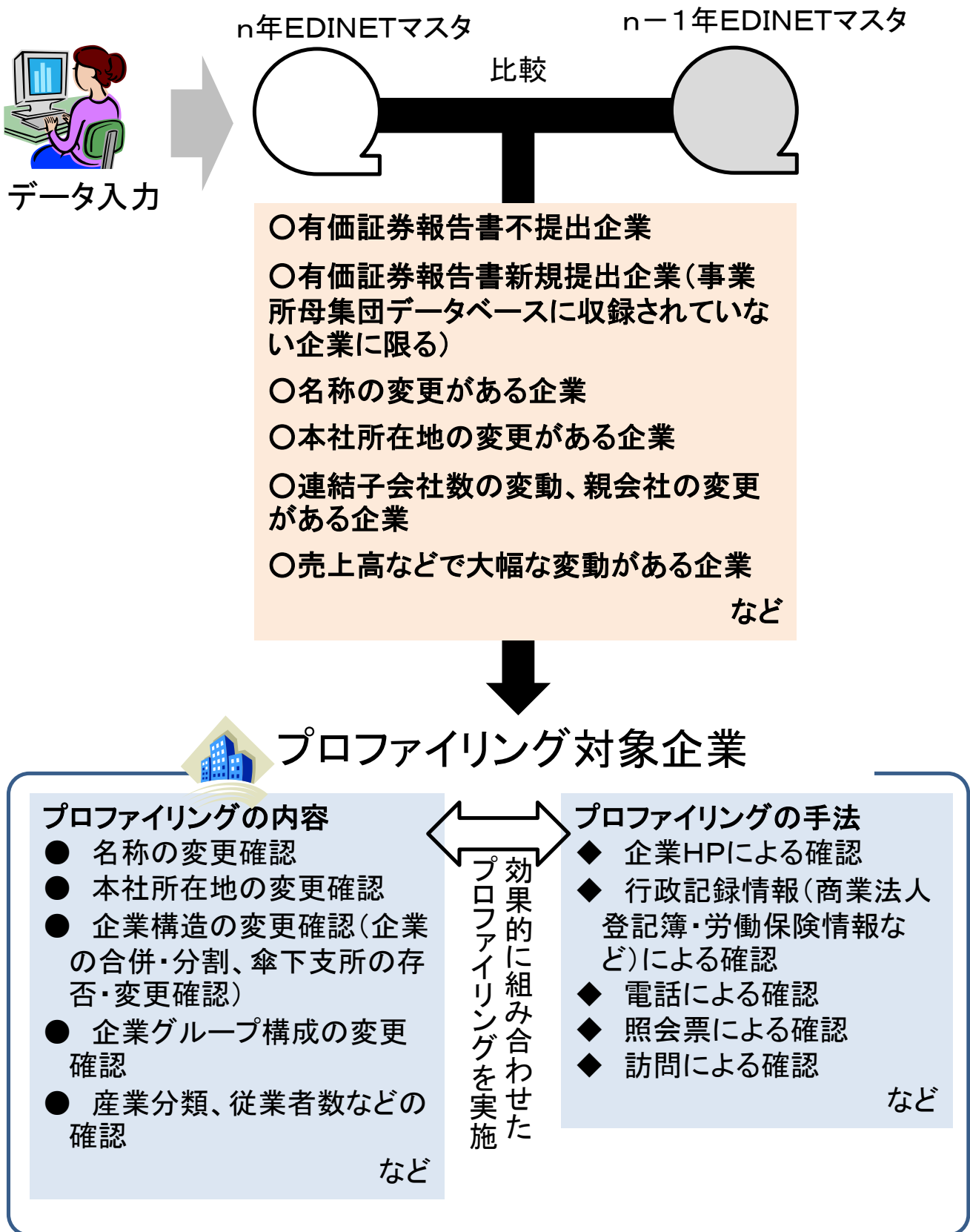
EDINET情報の活用方法は、以下の通りである。

- ・ プロファイリング対象企業の特定
- ・ 年次情報の更新・検証
- ・ 年次フレームのEDINET項目として提供する。

③ 平成24年度EDINET情報に関する取組及び活用

平成24年度においては、24年次フレームに活用する4,047企業について、決算時の名称・所在地と24年次フレーム基準時点である平成24年7月1日時点（平成24年7月1日時点のEDINETコードリストに記載されている）の名称・所在地で変更のあった100企業に対し、企業HPにより、名称の変更確認、本社所在地の変更確認、企業の合併・分割の確認を行い、その結果を可能な限り事業所母集団データベースに反映する。

図6 EDINET情報の整備及びプロファイリング対象企業の特定（イメージ）



4 年次フレームの整備・提供に向けた検討

作成基準日、提供日、作成に使用するデータ、提供内容など、年次フレームの具体的な作成方法に係る基本的な考え方を決定した。

(1) 「年次フレーム」とは

毎年度の決められた時点を基準に、経済センサスの調査票情報を基礎として、各種行政記録情報及び統計調査結果等により整備した母集団情報であり、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を行うことを目的として国の行政機関、都道府県、政令指定都市又は日本銀行に提供する母集団情報である。

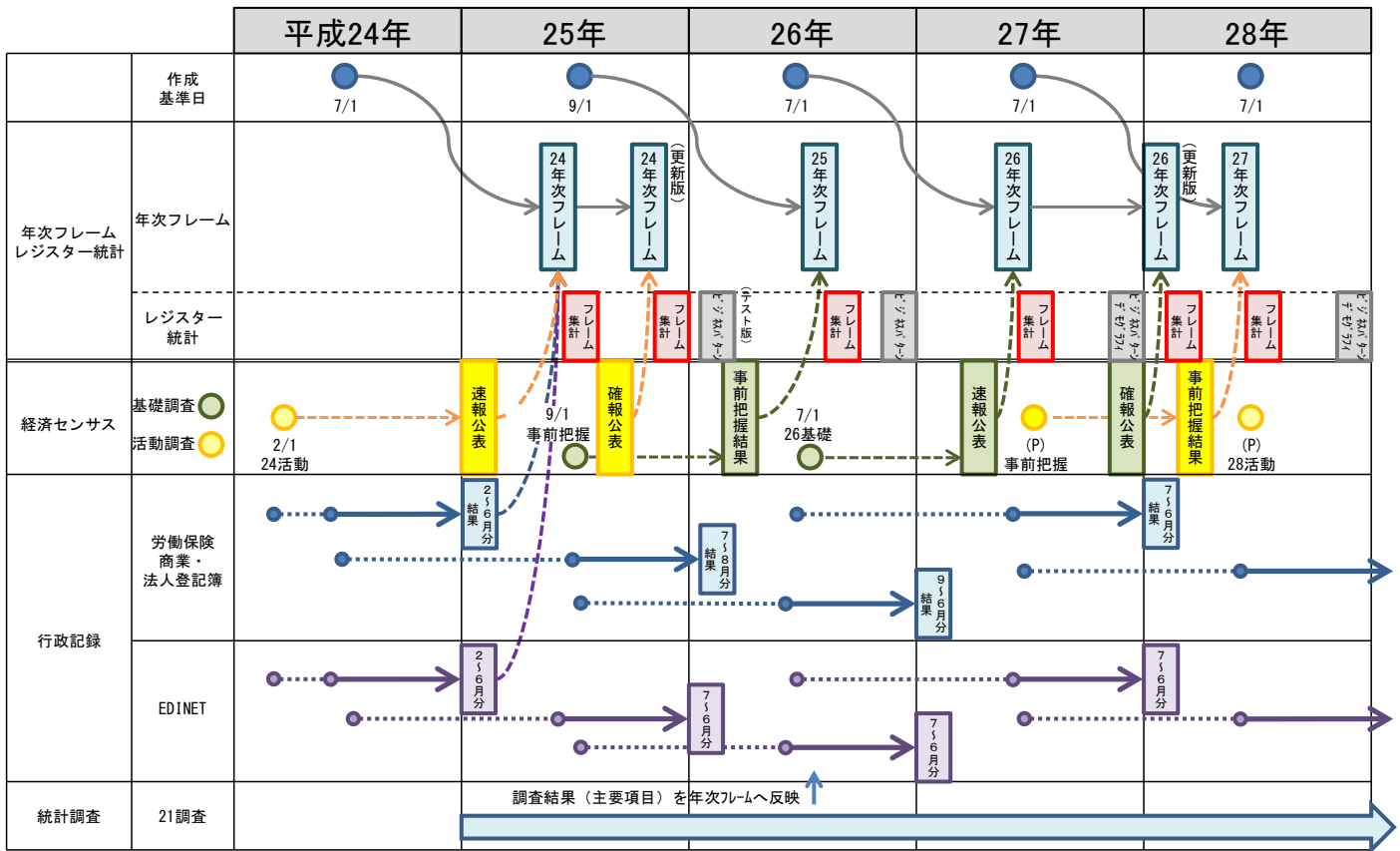
(2) 作成基準日・提供日（図7）

年次フレームの作成基準日は原則7月1日とし、原則1年以内に提供を開始。

また、平成24年次フレームの提供時期については、平成24年経済センサス - 活動調査の速報・確報の公表スケジュールに合わせて、2段階に分けて整備・提供を予定している。

- ・ 平成25年6月末 平成24年次フレーム
- ・ 平成25年度末 平成24年次フレーム（更新版）

図7 年次フレームの整備・提供サイクル



経済センサスの実施状況(経済センサスの調査日又は企業構造事前把握の実施日)等を踏まえ、毎年度、決められた時点(原則7月1日時点)で整備し、原則1年以内に提供を開始

(3) 作成に使用するデータ (図8、9)

基礎 : 経済センサスの調査票情報
 整備に活用する情報 : 行政記録情報 (労働保険情報及び商業・法人登記簿情報) による照会結果等、EDINET情報、当面記録する統計調査結果等

(4) 提供内容 (図8、9)

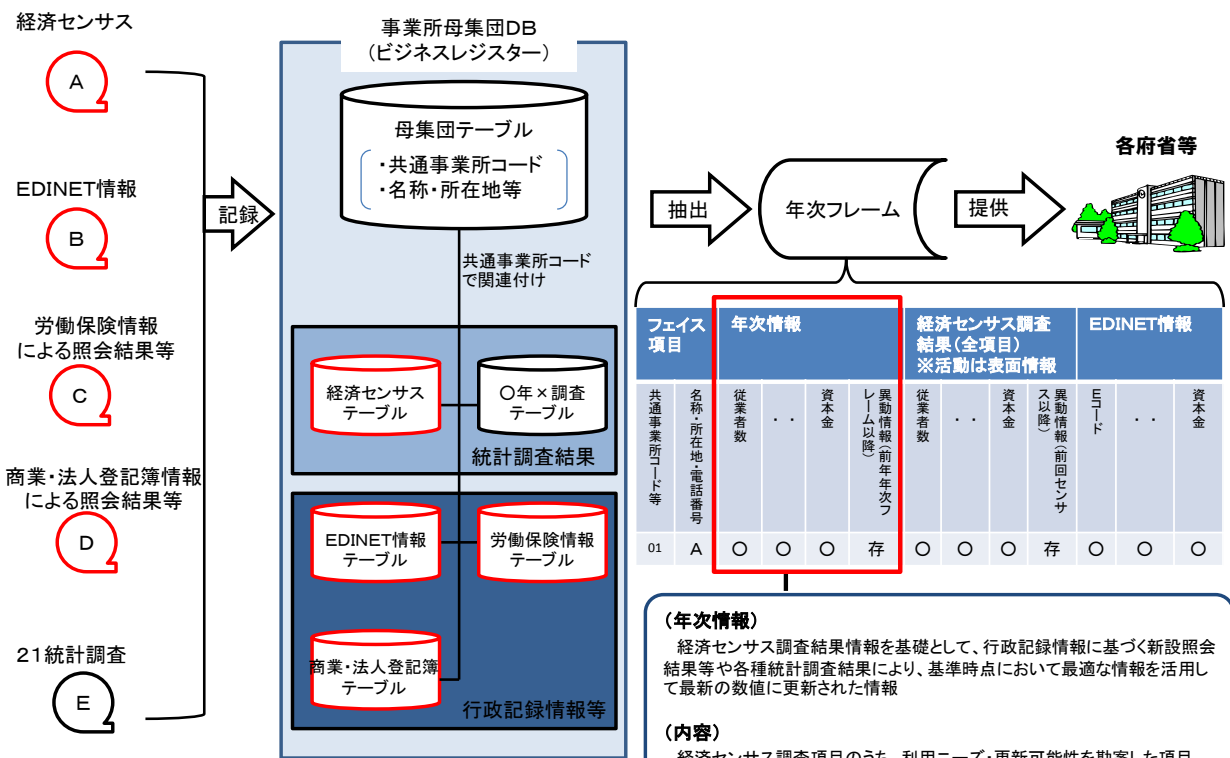
提供する情報は、共通事業所コードや名称・所在地等のフェイス項目に加え、年次情報、経済センサス情報、EDINET情報の4情報を想定している。

(参考) 平成24年度提供実績

	国	地方公共団体				計
		うち、都道府県	うち、政令指定都市	(参考) うち、政令指定都市以外の市区町村		
32条及び33条に基づく申請	39	131	85	14	32	170
うち、調査票情報の提供 (統計の作成等)	23	23	15	2	6	46
うち、名簿の提供	16	108	70	12	26	124
27条に基づく申請	28	30	25	5	0	58
計	67	161	110	19	32	228

(平成25年3月11日現在)

図8 年次フレームの整備方法



※平成25年次フレーム以降は、経済センサス等に加え、21統計調査(E)も活用して整備

(年次情報)
 経済センサス調査結果情報を基礎として、行政記録情報に基づく新設照会結果等や各種統計調査結果により、基準時点において最適な情報を活用して最新の数値に更新された情報

(内容)
 経済センサス調査項目のうち、利用ニーズ・更新可能性を勘案した項目。また、各項目に、経済センサス調査結果情報の更新の有無をフラグで付与

図9 年次情報の項目

基本的考え方

経済センサス調査項目のうち、利用ニーズ・更新可能性を勘案した項目を選定

経済センサス調査項目	利用ニーズ (統計調査の対象の抽出等において利用が想定される項目) ※「◎」は特に利用される項目	更新可能性 (各種行政記録情報に基づく新設照会結果及び各種統計調査結果等と共通する項目)
<事業所に関する事項>		
常用雇用者数(男女計)	◎	○
従業者数(男女計)	◎	○
事業従事者数(男女計)	○	○
産業分類	◎	○
事業所の開設時期	○	○
事業所の売上金額	◎	○
など		
<企業に関する事項>		
資本金	◎	○
法人全体の売上金額・総費用(合計)	◎	○
法人全体の常用雇用者数	◎	○
企業産業分類	◎	○
支所等数	○	○
親会社の有無	○	○
子会社の有無	○	○
子会社数	○	○
持株会社か否か		
など		
<企業グループに関する事項>		
企業グループ子会社数	○	○
など		

年次情報の内容

<事業所に関する事項>

常用雇用者数(男女計)、従業者数(男女計)、事業従事者数(男女計)、産業分類、事業所の開設時期、事業所の売上金額(消費税抜・消費税込のフラグを含む)

<企業に関する事項>

資本金、法人全体の売上金額・総費用(合計)、法人全体の常用雇用者数、企業産業分類、支所等数、親会社の有無、子会社の有無、子会社数

<企業グループに関する事項>

企業グループ子会社数 など

5 ビジネスレジスター統計の試行

- 活用する情報、集計事項、公表周期など、24年次フレームから作成するビジネスパターンを中心に、基本的な考え方を決定した。
- 統計研修所との共同研究の中で、諸外国の事例を参考として、ビジネスデモグラフィックとしてどのような集計が可能であるか検討を開始した。

(1) ビジネスレジスター統計とは

ビジネスレジスターにおいて、毎年度、経済センサスの調査票情報を基礎として、各種行政記録情報及び統計調査結果等により最新の母集団情報である「年次フレーム」を整備することとなる。そこで、経済センサス間をつなぐ統計として、年次フレームの年次情報を活用した統計「ビジネスレジスター統計」を作成し、我が国の事業所及び企業の経済活動の状態を毎年度把握する。

ビジネスレジスター統計の種類は、以下のとおりである。

- ・ **ビジネスパターン（（仮称）事業所・企業実態統計）**
地域別・産業別の事業所・企業数、従業者数、売上高等の統計
- ・ **ビジネスデモグラフィック（（仮称）事業所・企業動態統計）**
事業所・企業の異動状況、産業の成長・衰退に着目した統計
- ・ **フレーム集計（表5）**
ビジネスパターン及びビジネスデモグラフィックに先立ち、母集団の全体像を把握するために早期に作成する簡易な統計

(2) ビジネスパターン

① 集計事項（表5）

集計する事項は、経済センサス間をつなぐ統計として作成することに鑑み、経済センサスで作成する結果表の内容を基本とする。さらに、年次フレーム提供後速やかに作成することを踏まえ、海外での事例も参考とし、作成する結果表は、経済センサスの結果表のうち基礎的な表に限ったものとするとともに、当該結果表の内容より分類項目を減らし簡略化することとした。

表5 平成24年次フレームを活用したビジネスレジスター統計集計事項一覧

1. 事業所に関する集計

結果表番号		フレーム集計		ビジネスパターン			
		第1表	第2表	第1表	第2表	第3表	第4表
集計対象	全事業所	○ ¹⁾		○ ¹⁾			
	うち民営		○		○	○	○
地域区分	全国	○	○	○	○	○	○
	都道府県	○	○	○	○	○	○
	市区町村	○		○	○		
分類事項	産業分類	大		大	大	中	中
	経営組織			⑤			
	従業者規模				⑧		
	常用雇用者規模					⑥	
	本所・支所の別						③
集計事項	事業所数	○	○	○	○	○	○
	従業者数	○		○	○	○	○
平成21年基礎調査確報結果表番号				第11, 15表	第15表	第19表	第34表

2. 企業等に関する集計

結果表番号		フレーム集計	ビジネスパターン			
			第1表	第2表	第3表	第4表
集計対象	全企業等		○			
	うち会社企業	○		○	○	
地域区分	複数事業所企業					○
	全国	○	○	○	○	○
	都道府県	○	○	○	○	○
分類事項	市区町村	○	○			○
	企業産業分類	大	大	中	中	
	企業類型		②	②	②	
	経営組織		③			③
	企業常用雇用者規模			⑪		
集計事項	支所数規模（総数及び国内のみ）					⑨
	資本金階級			⑩		
集計事項	企業数	○	○	○	○	○
	平成21年基礎調査確報結果表番号		第11表	第1表	第1表	第11表

注) ○印の中の数字は区分数を示す。
1) 事業内容等不詳を含む。

○印の中の数字は区分数を示す。

② 公表周期

母集団情報の基礎的情報を紹介する性格も持つことから、年次フレーム提供開始後速やかに作成することとした。

③ その他、特筆すべき事項

経済センサス実施年について、センサス調査日と年次フレームの基準日が同じ場合は作成しない。

ただし、この場合でも、前年の年次フレームからの異動状況等に係る統計（ビジネスデモグラフィ）は作成することとした。

(3) ビジネスデモグラフィ

ビジネスデモグラフィについては、統計研修所との共同研究の中において、イギリスを参考に、経済センサス - 基礎調査の調査票情報及び事業所・企業統計調査の調査票情報を複数の年次フレームと見立て、これらを結合することによりパネルデータを作成し、集計・分析を開始した。（イギリスのビジネスデモグラフィについては参考7を参照）

第4 諸外国におけるビジネスレジスターの運用事例

1 カナダ

- カナダでは、複雑な構造を持つ約2万6千企業のうち、上位5千社を対象に重点的にプロファイリングを実施し、集中的にデータを整備している。
- プロファイラーとして平均38名の職員（全員公務員）を配置し、企業への直接訪問、電話による確認等を行い、毎日情報を更新している。
- プロファイリングの対象外である約2万1千社については、行政記録、各種統計調査等の情報をもとに最新の母集団情報に更新される。
- 統計調査の標本抽出においては、悉皆層の設定の仕方として、以下の2種類がある
 - ① 規模（収入）の大きいもの
 - ② 規模とは関係無いが、重要であると想定されるもの
- カナダにおいて経済センサスと同等な意味を持つ統一企業調査（60統計調査）の標本は、ビジネスレジスターから抽出する。

また、規模の大きさに下位10%に含まれる企業は調査対象から除外し、行政記録で補完する。

詳細については参考8を参照。

2 イギリス

- イギリスにおけるプロファイリングとは、企業情報について一定の基準を設定し、その基準を満たした「問題のある企業」について、企業構造の把握（従業者数・売上高等の確認）を実施することである（2,500企業/年）。
- イギリスでは、プロファイリング業務に8名の職員（全員公務員）を配置している（ビジネスレジスター業務全体では72名配置）。
- プロファイリングの手法として、直接訪問、電話、メールによるやりとりを活用している。
- プロファイリングの他に、ビジネスレジスター整備の重要な情報源として、ビジネスレジスター・雇用調査がある。

ビジネスレジスター・雇用調査（以下、BRES）は、ビジネスレジスターに記録されている企業についての最新情報の把握及び活用している行政記録情報の関連づけのために実施している。（悉皆・標本調査の併用、全体で80,000企業）
- BRESの調査単位は企業であり、調査対象のうち、悉皆対象については、企業規模、企業構造の複雑性等から判断し抽出している。
- BRESで調査された情報は、英国統計局のホームページ上で、地域、産業別等の結果表を作成し、公表している。

詳細については参考9を参照。

第5 今後の事業所母集団データベース（ビジネスレジスター）の整備に向けて

1 より正確な母集団情報の整備

(1) 新たな情報の必要性について

① 行政記録情報（労働保険情報、商業・法人登記簿情報、EDINET）を利用する上での課題

活用できる上記3つの行政記録情報では、以下の内容を十分に把握することができないことを確認した。

- ・ 個人経営事業所（特に雇用者のいない事業所）の新設・廃業・存否
- ・ 企業組織構造の変化

（支社事業所の新設・廃業・存否、本支の関係、企業グループ、合併・分割状況）

このため、母集団情報の整備に当たっては、これらを把握するための新たな行政記録情報として、諸外国において既に活用されている「税務情報」の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法の検討への取組が必要である。

② プロファイリング（（仮称）企業組織構造の把握）に関する検討

企業組織構造の変化に関する実態把握を効率的かつ正確に実施し、より正確な年次フレームの整備方法を検討するため、諸外国の事例収集を行った。

カナダ、イギリスでは、効率的に正確な母集団情報を整備するため、企業別属性に応じて、行政記録情報を有効に活用しながら、最適な情報収集方法（専門知識を有するスタッフによる訪問確認、郵送確認、電話確認）を選択し、必要な情報を確認する作業（プロファイリング）を実施していることが判明した。また、アメリカでは、支所を有する企業に対し、企業組織構造の変化を把握するため、その本社へ毎年照会を行っている。

我が国においても、支所を有する企業等を対象に企業組織構造の変化を正確に把握することは、母集団情報の精度を維持するために不可欠であり、企業内の事業再構築や一部機能の分社化、さらには合併・分割を行った企業等に対する組織構造の変化を経常的に確認する方法（プロファイリング）が必要である。

このため、年次フレームを用いた検証を通じて明らかとなる確認対象企業及び必要な整備方法について検討すべきである。

さらに、上記、整備方法の検討と併せて、報告者と調査実施者の両者の負担軽減を図ることを目的とした企業コンタクト情報を構築し、有効活用する方策の検討が必要である。

なお、平成26年経済センサス - 基礎調査の準備作業として、平成25年に実施する企業構造の事前把握においては、各種行政記録情報（労働保険情報、商業・法人登記簿情報、EDINET情報等）の番号を把握する予定であることから、そこで把握した番号はビジネスレジスターに記録し、今後の母集団整備に有効活用すべきである。

(2) 統計調査結果の活用について

当面記録する統計調査結果を有効活用して、25年以降の年次フレームを作成することとしているが、当該統計調査結果で、母集団全体のどの程度の事業所・企業の値を更新

することが可能なのか、調査間でデータの整合性があるかなど、年次フレームの試行的な作成を通じて、具体的に検証する必要がある。

また、上記の作業を実施するに際しては、ビジネスレジスターから付与した共通事業所コードが有効な照合情報となる。さらには、共通事業所コードを用いてパネル分析にも活用できる。したがって、今後とも、各府省における共通事業所コードの保持状況の把握及び保持に必要な調整・サポートを実施する必要がある。

2 ビジネスレジスター統計（事業所母集団データベースを用いた統計）の作成

(1) ビジネスパターン（（仮称）事業所・企業実態統計）の作成

今年度は、売上高及び企業グループ項目を除く24年次フレームを用いたビジネスパターンの集計項目を検討した。

今後、25年以降の年次フレームを用いたビジネスパターンについては、経済センサスにおける売上高の秘匿方法の取扱い及び企業グループの名簿審査状況を踏まえ、売上高及び企業グループを集計項目に加えることについて検証（テスト版の作成）を実施した上、26年次フレーム以後のビジネスパターンを本格的に作成する必要がある。

また、地理情報（緯度・経度情報）の活用については、層化項目としての利用可能性等も含め、政府内での利用を前提として、試行的にビジネスレジスターに記録するための準備を実施した。来年度以降は、その情報を有効に活用した統計の作成等を検討するとともに、活用の際の課題を整理する必要がある。

(2) ビジネスデモグラフィ（（仮称）事業所・企業動態統計）の作成

イギリスでは、ビジネスデモグラフィとして、1年ごとに事業所・企業の異動状況や生存率等を集計し、公表していることを確認した。

我が国においては、イギリスなど諸外国の事例を参考として、ビジネスデモグラフィの作成に向けた検討を開始したところであり、25年次フレームの作成時に、ビジネスデモグラフィ（テスト版）を作成し、検証するとともに、時系列の動向を確認した上で、26年次フレーム以後、本格的な提供に向けて準備を進める必要がある。

さらには、1年ごとに加えて、月ごとの異動状況に関する統計の作成についても検討する必要がある。

3 その他

各府省における年次フレームの利活用推進 等

事業所母集団データベースから提供する年次フレームは、産業関連統計の基盤となる母集団情報であり、総務省では、「統計法」27条の規定に基づき、正確かつ効率的な統計を作成するために、行政記録情報や各府省が実施する統計調査結果を活用して整備している。

この年次フレームは、毎年、基準日を設定し、その時点の最新の情報を整備して提供するものであり、各府省においては、年次フレームを活用した統計調査を実施する必要がある。

また、今後、「売上高」が層化項目として活用可能となることから、統計調査の標本設計の層化項目に売上高を追加することによる結果精度への影響も検証する必要がある。

平成24年度事業所母集団データベース研究会構成員名簿

座長 清水 雅彦 慶應義塾常任理事

構成員 廣松 毅 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授

森 博美 法政大学経済学部教授

菅 幹雄 法政大学経済学部教授

統計局統計調査部長

統計局統計情報システム課長

統計局統計調査部調査企画課長

統計局統計調査部国勢統計課長

統計局統計調査部経済基本構造統計課長

政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官付調査官

独立行政法人統計センター情報技術部共同利用システム課長

【参 考 資 料】

- 参考 1 平成23年度統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について
- 参考 2 事業所母集団データベースの整備方針（平成23年 3 月25日総務大臣決定）
- 参考 3 - 1 事業所母集団データベース運用管理規程（平成24年12月21日総務省統計局長・
政策統括官（統計基準担当）決定）
- 参考 3 - 2 事業所母集団データベースシステム操作マニュアル（府省用）
- 参考 4 労働保険情報に基づく照会業務照会票（新設事業所照会票）
- 参考 5 商業・法人登記簿情報に基づく照会業務照会票（新設事業所照会票）
- 参考 6 事業の実施状況確認用往復はがき（廃業事業所照会票）
- 参考 7 BUSINESS DEMOGRAPHY - 2011（イギリス統計局のビジネスデモグラフィー）
- 参考 8 カナダにおけるビジネスレジスターに関する資料
- 参考 9 イギリスにおけるビジネスレジスターに関する資料